

日豪F T A交渉に関する意見書

政府は、昨年12月、豪州とのF T A（自由貿易協定）を柱としたE P A（経済連携協定）締結の交渉に入ることを、事実上決定したところである。

豪州からの輸入状況をみると、輸入総額に占める農林水産物の割合は22%と高く、特に、米、麦、肉類、乳製品、砂糖など、その多くが北海道の主要農畜産物と競合している状況にある。

このF T Aにおいては、すべての分野の関税撤廃が原則であり、豪州においては、これまで、ほとんど例外品目を認めていないことから、日豪F T A締結により、関税が撤廃されることが危惧されるとともに、その後、他国への波及も予想される。その結果、北海道の農畜産業はもとより地域経済は壊滅的な打撃を被り、ひいては地域社会の崩壊を招くことにもなりかねない。

よって、政府においては、日豪F T A交渉において、我が国の重要品目を関税撤廃の例外措置とするよう毅然たる対応を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）3月7日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣

（提出者）全議員